明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○口蹄疫対策特別措置法（四四）　二
〔政　令〕
○口蹄疫対策特別措置法施行令（一四六）　五
〔省　令〕
○口蹄疫対策特別措置法施行規則（農林水産四一）　六

本号で公布された法令のあらまし

◇口蹄疫対策特別措置法（法律第四四号）（農林水産省）

1　趣旨

この法律は、口蹄疫に起因して生じた事態に対処するため、口蹄疫のまん延を防止するための措置、口蹄疫に対処するために要する費用の国による負担等、生産者等の経営及び生活の再建等のための措置等の特別の措置について定めることとした。（第一条関係）

2　車両等の消毒の義務

農林水産大臣が指定する地域内において、農林水産省令で定める消毒のための設備を設置している場所を通行しようとする者は、当該者の使用する車両その他の物品及び自らその身体を消毒しなければならないこととした。（第四条関係）

3　患畜及び疑似患畜の死体の焼却又は埋却の支援

農林水産大臣が指定する地域内に存する患畜又は疑似患畜の死体の所有者は、当該死体を焼却し、又は埋却することが困難な場合には、家畜防疫員に対し、これらの死体の焼却又は埋却を求めることができることとした。（第五条関係）

4　患畜等以外の家畜の殺処分等

㈠　都道府県知事は、必要があるときは都道府県知事が指定する家畜（患畜及び疑似患畜を除く。）を所有する者に、期限を定めて当該家畜を殺すべきことを勧告することができることとした。（第六条第一項関係）

㈡　緊急の必要があるときは、都道府県知事は家畜防疫員に当該家畜を殺させることができることとした。（第六条第二項関係）

㈢　都道府県知事は、㈠又は㈡により損失を受けた当該家畜の所有者に対し、通常生ずべき損失として政令で定める損失を補てんし、又は補償しなければならないこととした。（第六条第九項及び第一〇項関係）

5　農林水産大臣の都道府県知事に対する指示等

㈠　農林水産大臣は、口蹄疫のまん延により畜産に重大な影響を及ぼすおそれがあるときは、都道府県知事に、消毒、焼却若しくは埋却若しくは殺処分に係る措置を実施すべき旨を指示し、又はこれらの措置を自ら実施することができることとした。（第八条第一項及び第二項関係）

㈡　農林水産大臣が、動物用生物学的製剤等の注射について都道府県知事に指示をした場合であって、都道府県知事が当該指示に従わず、かつ当該注射を用いない措置では口蹄疫のまん延を防止することができないと認めるときは、家畜防疫官に当該注射を行わせることができることとした。（第八条第三項関係）

6　家畜防疫員の確保

都道府県知事は、口蹄疫のまん延を防止するための施策を実施するために必要な家畜防疫員を確保するよう努めるものとすることとした。（第一〇条関係）

7　催物の開催の停止の要請等

都道府県知事は、必要があるときは、当該催物の開催の停止又は制限を要請することができることとした。（第一二条関係）

8　患畜の判定の迅速化のための措置

国は、患畜の判定の迅速化に資するよう、必要な措置を講ずるものとすることとした。（第一三条関係）

9　口蹄疫のまん延を防止するための措置についての適切な配慮

国及び地方公共団体は、口蹄疫のまん延を防止するための措置が円滑に行われるよう適切な配慮をするものとすることとした。（第一四条関係）

10　口蹄疫のまん延の防止に関する調査研究等

国及び都道府県は、口蹄疫の感染経路及びそのまん延の原因の究明等必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととした。（第一五条関係）

11　国による費用負担

国は、口蹄疫に関し、焼却、埋却、消毒等に必要な費用について、当事者や都道府県が実質的に負担する部分を生じさせることのないよう、必要な措置を講ずることとした。（第一八条及び第一九条関係）

12　家畜等の移動等の禁止等により生じた損失の補てん

国は、口蹄疫のまん延を防止するために行われた家畜等の移動等の禁止、停止若しくは制限又は家畜市場の自主的な開催の停止等であって農林水産省令で定める基準を満たすものにより、家畜の所有者に、家畜に係る売上げの減少等の損失が生じたときは、当該家畜の所有者の当該損失を補てんすることができるよう、必要な措置を講ずることとした。（第二〇条関係）

13　牛、豚等の家畜の生産者等の経営の再建等のための措置

国は、口蹄疫のまん延により経営及び生活が不安定になっている者に対し事業の再建等に必要な資金の無利子の貸付け、当該事業に係る施設又は設備の整備等に要する費用の助成その他の必要な措置を講ずるものとすることとした。（第二二条関係）

14　地域再生のための支援

国及び地方公共団体は、地域経済の再建及びその活性化を図るため、地域の実情に応じたきめ細かな措置を積極的に実施することができるよう、これらの措置に必要な費用に充てるための基金の設置その他の必要な措置を講ずるものとすることとした。（第二三条関係）

15　税制上の措置

国及び地方公共団体は、口蹄疫のまん延が家畜の所有者に与える影響に配慮し、必要な税制上の措置を講じるものとすることとした。（第二七条関係）